

第3回 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 質疑要旨

○と き 平成 28 年 3 月 29 日 (火)  
午前 10 時から午前 11 時 30 分

○ところ 大阪府国民健康保険団体連合会 3 階 第 1・2 会議室

○質疑要旨

【議題 (1) 平成 27 年度検討状況のとりまとめについて】

(市町)

第 2 回でも同様のことを申し上げたが、賦課割合など各市町村独自の取扱いをしている部分があるので、激変緩和措置等によりできる限り配慮をしていただきたい。

(市町)

両ワーキング・グループにおいては、活発な議論のもと、方向性をここまで積み上げていただいたことに感謝申し上げます。

統一という文字だけを見れば簡単を感じるが、実際に事業を運営していくのは個々の市町村なので、厳しい部分もあると考えている。

(市町)

各ワーキング委員、事務局には様々な経過や事情をかかえている市町村の意見を集約していただき、このように明確に方針としてとりまとめていただいたことに感謝申し上げます。

来年度はより密度の濃い議論を重ね、詳細な取扱いを形にしていかなければならない、大変な作業になるかと思う。最初は賛成であっても詳細の議論が始まると異論も出るだろうが、オール大阪による国保制度の実現にむけ今後も引き続き議論をすすめていただきたい。また、事務局には新たな制度設計に向け、研究・検討等を重ね、議論がスムーズに進むようサポートしていただくことを期待している。

特に統一保険料率の実現に向けては、現在の保険料水準に少なからず影響を受ける市町村が多いと考えている。激変緩和については、来年度丁寧に議論をいただきたい。また、不公平感のない、多くの市町村が納得できるような仕組みにしていきたい。

(市町)

国保は規模がばらばらであり、後期高齢者医療制度のように 0 から始まった制度ではないため、既存の制度を 1 本化していくという非常に難しいことにも関わらず、ここまで明確に示していただき大変ありがたいと思っている。

また、小さな自治体にも配慮をいただいている内容になっている。しかしながら、規模別の目標収納率の設定について、町村は 94.7% と非常に高い率が設定されているため、今まで高い収納率を達成してきた団体がこれを下回った時の対応を配慮いただきながら、次年度に検討をしていただければと思う。

(市町)

しっかりとまとめていただいたことに感謝申し上げます。中間報告は、報告いただいた内容で引き続き議論を進めていただきたいという結論であったと思うが、その中で詳細に検討いただき明確に方向性などを出していただいたことはありがたいと思っている。

今後特に、滞納処分、短期証、資格証についてはしっかりと議論をしてほしい。それから、難しいと思うが、各市町村の様々な事情等もできる限り反映していただくことをお願いをしたい。

(市町)

両ワーキングでここまでまとめていただいたことに感謝申し上げます。来年度も引き続き詳細をしっかりと議論いただきたい。

標準保険料率について府内で統一することはいたしかたがないと思っている。ただ、医療費水準の差が小さいことについても、少ないとはいえ年齢補正後1.2倍の差があるのは事実である。今後、このあたりを踏まえて検討をいただきたい。

(国保連)

第6回の事業運営検討ワーキング・グループの時間を頂戴して、共同化と事務統一の話をさせていただいた。国保連が事務を受託する・しないに関わらず、事務の統一がされると、被保険者への啓発、一定のスケールメリットや単価の抑制につながると思うので、引き続き検討をよろしくお願いしたい。

(市町)

今年度のワーキングの取りまとめを見て、よく詳細まで詰まっているなという印象を受けた。方向性というレベルでいえば、現状はこれ以上の結論はないと思った次第である。

経過措置があるとはいえ、平成30年度以降は各市町村における保険料率等の変化が大きいため、被保険者や一般市民、議会に対しどのように説明していくのかを考える時期に来ているように思う。それには中・長期的な見通しと共に、この改革により国保制度が安定化に向かっていくんだというストーリーを府内で共有し、府内市町村で同じような説明をしていく必要があると思う。このようなストーリー、説明等について、次年度のワーキング等で検討していただければと思っている。

(市町)

とりまとめについては了承。

ただ、2点お聞きしたいことがある。

- ① 医療費格差が小さいというのは、被保険者へはどのように説明したらよいか。
- ② 標準保険料率の試算はいつごろできるのか。

(事務局)

各市町村の医療費について、格差があることについてはまぎれもない事実である。ただ、1.2倍というのは、全国的に見ても最低の水準である。

これまでお示しをした資料にもあるが、二次医療圏ごとの医療機関数と医療費水準は相関関係がないことから、大阪府は狭い地域の中で交通機関も発達しており、治療が必要な場合には必要な医療を受けることができる環境が整っているのではないかと考えられる。このことから、統一保険料率にしてはどうかとなった。

試算の時期については、平成 28 年 10 月頃に事業費納付金算定システムの簡易版が配布される予定であり、それに向け、必要なデータを大阪府へ提出いただけるようにシステムの改修をお願いしているところ。

平成 28 年 10 月以降は、いただいたデータを基に試算ができるようになるため、平成 28 年度内には粗い試算による保険料率をお示しできると考えている。ただ、10 月まで試算ができないとなると、中々議論が進まないということになるため、システムの簡易版による試算よりさらにもっと粗い試算にはなるが、新年度の前半のどこかで試算結果をお示しできればと考えている。

(市町)

あと 1 点意見を申し上げる。

標準保険料率は被保険者割と所得割にのみ影響されるため、被保険者の医療費適正化に対する意識が下がる可能性がある。そのため、保健事業や医療費適正化事業については、今まで以上に充実させていけないと、現状のままズルズルいってしまうことが危惧される。このあたりも含めてご検討いただきたい。

このようなとりまとめをしていただいたワーキングの委員には、改めて感謝申し上げます。

(事務局)

委員のみなさまのご意見を踏まえて、平成 28 年度の方針を説明させていただきたい。

各市町村より、料率・賦課割合・収納率等に関する話をいただいた。また、激変緩和についても、十分配慮してほしいというご意見もいただいた。今後標準保険料率の試算を行い、その数値を見つつ、激変緩和措置期間が 6 年間必要なのか、あるいはそれ以下でよいのか等検討を進めてまいりたい。

医療費適正化については、共通基準部分は標準保険料で賄うことになった。具体的な共通基準については、府内保健事業の実施水準の底上げを図る観点も踏まえ、専門的知識のある府健康医療部とも連携をはかりながら進めてまいりたい。

(座長)

○保険料率の取り扱いについては、府が定める標準保険料率を府内統一とすることと併せて、実際に市町村が定める保険料率についても原則として府の標準保険料率と同じ率で統一する。

○医療費適正化や収納率向上によるインセンティブの方策については、保険給付費等交付金の特別給付分等を活用することとし、被保険者への還元方法も含め、市町村の裁量による取り組みを認める。詳細については引き続き検討する。

○保険料減免や一部負担金減免については、原則として平成 30 年度から共通基準で統一することとし、その財源は標準保険料率で賄う。

以上がとりまとめの主な方向性である。

これを受け、今年度のとりまとめとしては、

**府が定める標準保険料率及び市町村が実際に定める保険料率は統一保険料率とする。**

また、**賦課方式、賦課割合、賦課限度額、保険料減免・軽減、一部負担金減免、出産育児一時金・葬祭費、被保険者証の様式についても統一**することとし、その他、資料 2-1 及び資料 3-1 の内容をもって、平成 27 年度のとりまとめとして決定したいと思うがいかがか。

(委員全員)

了承。